

北部地域医療連携モデル事業
「医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に係る調査事業」
業務委託仕様書

第 1 委託業務名

北部地域医療連携モデル事業

「医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に係る調査事業」業務委託

第 2 事業の目的

沖縄県北部地域では、広域分散型の地理的特性や医療資源の偏在等により、地域住民の医療アクセスの確保が課題となっている。

また、公立沖縄北部医療センターの開院を見据え、限られた医療資源を効果的に活用し、持続可能な医療提供体制を構築することが求められている。

本事業は、医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に向けた実現可能性調査として、自治体、医療機関、介護施設及び地域住民等へのニーズ調査・ヒアリング等を通じて地域の課題を整理するとともに、専門的・医学的見地から地域医療連携モデルの構築に向けた実証支援及び検証を行い、沖縄県北部地域の特性に適した持続可能な医療提供体制の実現に資することを目的とする。

第 3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

第 4 委託業務の内容

1 地域の現状調査及びニーズ把握

医療 MaaS 及び遠隔医療の導入に向け、沖縄県北部地域における医療提供体制、地域特性その他関連する状況を把握するとともに、医療機関、介護・福祉関係者、行政機関その他の関係者等を対象とした調査、意見聴取その他必要な取組を通じ、地域の実情、医療ニーズ及び導入に当たっての課題等を整理・分析すること。

2 実証候補地域等の整理及び実証の企画

調査結果等を踏まえ、実証フィールド（候補地域及び対象施設）の整理・検討を行うとともに、地域の実情に応じた医療 MaaS 及び遠隔医療の実証内容、実施方法、実施体制その他必要な事項について企画・検討を行うこと。

3 実証の支援及び検証

一般財団法人沖縄県北部医療財団（以下「財団」という。）が実施する医療 MaaS 及び遠隔医療に係る実証について、必要な支援を行うとともに、専門的・医学的見地から実証結果を検証し、その効果及び課題を整理すること。

4 調査結果等の整理及び報告

調査・分析及び実証結果を総合的に整理し、医療 MaaS 及び遠隔医療を活用した地域医療連携モデルの実現に向けた課題及び方向性を取りまとめるとともに、今後の事業展開に資する報告書を作成すること。

第5 成果品

第4の4項に定める報告書を印刷製本及び電子ファイルにより提出すること。
提出部数は、印刷製本1部、電子ファイル（PDF、Word 等）とする。

第6 著作権

成果品の著作権は財団に帰属する。

ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者において責任をもって処理すること。

第7 支出経費内訳書及び支出証拠書類の整理

- 1 支出経費内訳書は、人件費、直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）、再委託費、一般管理費の項目毎に作成し執行状況を整理すること。
また、支出証拠書類は、各項目の支出経費内訳書に合わせて整理すること。
- 2 委託費の実績額は、各項目の消費税抜額を合算したものに、契約に係る消費税の税率を乗じた額で算出すること。
- 3 後述第8の定めに基づき再委託を行った場合は、再委託に係る請求書、財団の承認通知書、発注書、見積書等の書類を整理すること。
- 4 一般管理費の算定は、受託者の規程に基づくものとする。
ただし、契約の性質が委任・準委任にあたる再委託にあつては、当該再委託費に対する受託者の一般管理費を計上することはできない。

第8 再委託の制限

1 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることはできない。

また、以下に掲げる業務（以下、「契約の主たる部分」という。）についても、その履行を第三者に委任又は請負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ財団が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (1) 契約金額の50%を超える業務
- (2) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2 再委託の相手方の制限

以下のいずれかに該当する者に対して、契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (1) 本契約の企画提案に応募した者
- (2) 沖縄県の指名停止措置を受けている者
- (3) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

3 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による財団の承認を得なければならない。

ただし、以下に掲げる業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはその限りでない。

- (1) 資料の収集・整理
- (2) 複写・印刷・製本・発送
- (3) 原稿・データの入力及び集計
- (4) 事業実施に係る荷物の輸送

第9 報告及び精算

受託者は、委託業務完了後 10 日以内又は委託期間満了日のいずれか早い日までに、第5及び第7に定める成果品、支出経費内訳書及び支出証拠書類を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、財団が指定する期日までに、当該余剰金を返納しなければならない。

第10 本業務における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

第11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、財団と協議の上、決定するものとする。